

独立行政法人農林水産消費安全技術センターの 総合評価の具体的な評価方法の改正について

独立行政法人農林水産消費安全技術センターの総合評価の具体的な評価方法

平成27年 6 月19日付け27消安第1862号消費・安全局総務課長通知

令和 2 年 6 月29日 一部改正

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。~~以下「法」という。~~）第28条の2第1項に基づき総務大臣が定めた独立行政法人の評価に関する指針（平成26年 9 月 2 日総務大臣決定。以下「評価の指針」という。）及び農林水産省所管独立行政法人の評価実施要領（平成27年 4 月27日付け27評第104号政策評価審議官通知）に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）の総合評価の具体的な評価方法を次のように定める。

1 評価の基本的考え方

- （1）年度評価については、当該事業年度における業務の実績の全体について、原則としてセンターの年度目標の項目別評価よりさらに細分化した評価（以下「小項目」という。）を評価単位とし、小項目の評価、小項目の評価を踏まえた項目別評価（以下「中項目」という。）、これら各項目の評価結果を踏まえつつ特殊事情等も総合的に勘案した上での総合評価の3段階で行うものとする。なお、各項目は別に定めるものとする。
- （2）効率化評価については、（1）の例に準じて行うものとする。

2 年度評価の方法

（1）小項目の評価方法

年度目標及び事業計画において定められている具体的目標と業務実績を勘案し、事業計画の達成度について、S、A、B、C、Dの5段階の標評語を付すものとして、評価に当たっては重要度、困難度、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。

① 定量的に定められている小項目の評価

S：法人の活動業績向上努力により、事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標~~においては~~の対年度目標値が120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は対年度目標値が100%以上で、かつ年度目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合。）。

A：法人の活動業績向上努力により、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標~~においては~~の対年度目標値が120%以上。又は対年度目標値が100%以上で、かつ年度目標において困難度が「高」とされている場合。）。

- B：事業計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対年度目標値の100%以上120%未満）。。
- C：事業計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対年度目標値の80%以上100%未満）。。
- D：事業計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める（定量的指標においては対年度目標値の80%未満、又はその業務について業務運営の改善に関する監督上必要な命令をすることが必要と判断される場合）。。
- ※ 対年度目標値（%）は、小数点以下を四捨五入するものとする。

② 定性的に定められている小項目の評定

- S：＝法人の業績向上努力により、目標の水準を質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（困難度を高く設定した目標について、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。）。
- A：法人の業績向上努力により、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる（~~難易~~困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。）。
- B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く）。。
- C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く）。。
- D：目標の水準を満たしておらず、その業務について業務運営の改善に関する監督上必要な命令をすることが必要と判断される場合を含む、抜本的な業務の見直しを求める。

（2）中項目の評定方法

中項目の評定は、小項目別の評定結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点の区分により小項目の評定結果を点数化した上で、中項目については、A、B、C、Dの下記により4段階の標評語を付すものとし、重要度、困難度、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。

ただし、A評定とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、法人の活動により事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められるときはS評定とすることができる。

- | | |
|---------------|----------------------|
| A：基準点×12／10 ≤ | 各小項目の合計点 |
| B：基準点×9／10 ≤ | 各小項目の合計点 < 基準点×12／10 |
| C：基準点×5／10 ≤ | 各小項目の合計点 < 基準点×9／10 |
| D：各小項目の合計点 < | 基準点×5／10 |

※ 「基準点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。

(3) 総合評価の方法

- ① 総合評価は、中項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各中項目につきS：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点の区分により中項目の評価結果を点数化した上で、下記によりA、B、C、Dの4段階の標評語を付すものとする。

ただし、中項目のうち、「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」に属するものは、評価結果の点数化の際に、換算係数として、「1／（属する中項目で、業務実績があるものの数）」を乗じて点数化する。当該換算係数は、基準点を算出する際にも適用する。

- ② ①において、A評価とした場合には、各中項目の達成状況及びその他の要因を分析し、法人の活動により事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められるときはS評価とすることができる。

A：基準点×12／10 ≤ 各中項目の合計点

B：基準点×9／10 ≤ 各中項目の合計点<基準点×12／10

C：基準点×5／10 ≤ 各中項目の合計点<基準点×9／10

D：各中項目の合計点 < 基準点×5／10

※ 「基準点」とは、「中項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「中項目の点数の合計値」とする。

- ②③ ①及び②を踏まえ、政策上の要請や情勢の変化等、全体評価に影響を与える事象を加味した上で、評語を付して総合評価を行う。その際、法人全体の信用を失墜させる事象が生じた場合には、その程度に応じて①及び②で算出された基礎に基づく評価よりさらに引下げを行うなど、~~独立行政法大通則法（平成11年法律第103号）第28条の2第1項に基づき総務大臣が定めた独立行政法人の評価に関する~~指針（平成26年9月2日総務大臣決定）を踏まえて評価を行う。

3 効率化評価の方法

2の「年度評価の方法」を準用する。ただし、(3)の①に定める換算係数は適用しない。

4 その他の留意事項

(1) 評価項目としているが、要請に応じて業務を行うこととされているものや当該年度に業務を実施しないこととされているものなどについて、当該年度にその業務について要請等がなかった場合には、当該項目の評価を行わないものとする。

(2) 独立行政法人の評価のより適正な実施を図る観点から、随時評価手法等の見直しを行うものとする。

~~(3) 独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成26年法律第66号）施行日前に策定した中期目標及び中期計画に基づく業務実施期間の評価に際しては、3の「効率化評価の方法」によるものとし、評価書様式について（平成26年9月2日付け総管査第254号総務省行政管理局長）で示された様式を適宜変更するなどにより、評価の指針の趣旨を逸脱しない範囲で実情に応じた評価を行うことができる。~~

総合評定への反映割合（ウェイト）

事項		ウェイト	
		改正後	改正前
業務部門		70%	35%
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		7 (70%)	7 (35%)
1	肥料及び土壌改良資材関係業務	1	1
2	農薬関係業務	1	1
3	飼料及び飼料添加物関係業務	1	1
4	食品表示の監視に関する業務	1	1
5	日本農林規格等に関する業務	1	1
6	食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務	1	1
7	その他の業務	1	1
間接部門		30%	65%
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項		1 (10%)	4 (20%)
8	業務運営の改善	0.25	1
9	業務運営コストの縮減	0.25	1
10	人件費の削減等	0.25	1
11	調達等合理化の取組	0.25	1
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項		1 (10%)	4 (20%)
12	保有資産の見直し等	0.25	1
13	自己収入の確保	0.25	1
14	予算、収支計画及び資金計画	0.25	1
15	短期借入金の限度額	0.25	1
Ⅳ．その他業務運営に関する重要事項		1 (10%)	5 (25%)
16	職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化の目標を含む。)	0.20	1
17	内部統制の充実・強化	0.20	1
18	情報セキュリティ対策の推進	0.20	1
19	施設及び設備に関する計画	0.20	1
20	積立金の処分に関する事項	0.20	1